

長野市地籍調査事業 測量業務委託特記仕様書（航測法）

第1章 総則

（目的）

第1条 本特記仕様書は、長野市（以下「発注者」という）が国土調査法に基づき実施する地籍調査事業測量業務（以下「本業務」という）の委託において、本業務を受託するもの（以下「受注者」という）が遵守及び準拠すべき主要事項を定めたものである。

（準拠する法令等）

第2条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書のほか請負契約書及び以下の法令規程等に準拠し、業務遂行について監督職員と十分な協議を行うこと。

- （1） 国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）（最終改正：令和2年3月31日法律第12号）
- （2） 国土調査法施行令（昭和27年3月31日政令第59号）（最終改正：令和2年6月12日政令第183号）
- （3） 国土調査法施行規則（平成22年10月12日国土交通省令第50号）（最終改正：令和2年9月29日国土交通省令第79号）
- （4） 地籍調査作業規程準則（昭和32年10月24日総理府令第71号）（最終改正：令和2年9月29日国土交通省令第79号）
- （5） 地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年3月14日国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）（最終改正：令和3年3月30日国不籍第555号）
- （6） 基準点測量作業規程準則（昭和61年11月18日総理府令第51号）（最終改正：平成30年3月30日国土交通省令第15号）
- （7） 地籍図作成要領（令和3年3月2日付け国不籍第489号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- （8） 地籍調査票作成要領（令和3年3月31日付け国不籍第579号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- （9） 航空法（昭和27年法律第231号）（最終改正：令和3年法律第65号）
- （10） 航空法施行規則（昭和27年運輸省第56号）（最終改正：令和4年国土交通省令第7号）
- （11） 地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年3月14日付け国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）
- （12） 地籍調査事業（航測法による地籍調査）工程管理及び検査規程細則（令和3年8月31日国不籍第338号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- （13） 地籍測量及び地積測定における作業の記録・成果の記載例（平成29年11月21日付け国土籍第322号国土交通省・建設産業局地籍整備課長通知）
- （14） 測量法（昭和24年6月3日法律第188号）（最終改正：令和元年12月13日政令第183号）

- (15) 長野市地籍調査作業規程
- (16) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）（最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）
- (17) 長野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月 23 日長野市条例第 43 号）
- (18) 長野市財務規則
- (19) その他関係法令及び通達等

（業務上の疑義）

第 3 条 受注者は、本業務の実施において不明な点及び疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議を行うものとする。

（作業計画）

第 4 条 受注者は、作業の開始に先立ち、各工程別作業実施計画書、着手届、工程表、担当技術者・現場代理人及び主任技術者等の通知、技術者経歴書（3ヶ月以上の直接雇用関係にあることを証する書類を添付）を発注者に提出し承認を得るものとする。

2 主任技術者は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 50 条及び第 51 条の規定する測量士の有資格者で、且つ公益社団法人全国国土調査協会認定する地籍主任調査員及び一般社団法人日本国土調査測量協会認定する地籍調査管理技術者の有資格者でなければならない。（資格証の写しを添付すること）

3 現場代理人は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 50 条及び第 51 条の規定する測量士の有資格者で、且つ一般社団法人日本国土調査測量協会認定する地籍調査管理技術者または地籍総合技術監理者の有資格者でなければならない。

4 担当技術者は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 50 条及び第 51 条の規定する測量士または測量士補の有資格者でなければならない。

5 主任技術者及び現場代理人・担当技術者は、請負契約書・本特記仕様書・設計図書等に基づき、適切に業務を実施しなければならない。

（資料等の貸与並びに返還）

第 5 条 受注者は、本業務を履行するにあたり必要な資料については、発注者と協議のうえ、その貸与を受けることができる。なお、貸与された資料及び図面は本業務終了後に直ちに発注者に返却しなければならない。

（秘密保持義務）

第 6 条 受注者は、本業務の履行にあたり知り得た内容及び結果等を発注者の許可なくして第三者に漏らし、または利用してはならない。

2 受注者は、前項の規定に違反し発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約変更)

第7条 本業務の数量は設計図書の通りとし、業務の履行にあたり特段の事情による数量の変更が生じた場合については、発注者と受注者の協議のうえ契約変更の対象とする。

(業務記録及び外業作業状況写真等)

第8条 受注者は、各作業工程の完了後及び発注者が提出を求めた場合は速やかに業務記録を提出しなければならない。

2 受注者は、C工程・RD工程・E工程の外業作業時において、作業状況が確認できる状況写真を撮影し、提出するものとする。

(社内検査)

第9条 受注者は、各作業工程の完了時、業務完了後に手直しまたは検査が困難となる成果品について自主的に社内検査を行い、その結果を発注者に報告しなければならない。

2 社内検査を行う者は、本業務の現場代理人・主任技術者以外の者で地籍調査業務に精通した者が行うことを原則とすること。

(検査及び契約不適合責任)

第10条 受注者は本業務が完了したときには、速やかに関係書類を提出し、発注者による完了検査を受けなければならない。

2 前項の検査に合格しない場合には、発注者が指定する期間内に修正を行い、再検査を受けなければならない。

3 本業務が完了し、成果品を引き渡した後においても、成果が認証され登記所送付により登記が完了するまでの間において、受注者の責に帰すべき誤りがあり契約の内容に適合しないことが判明した場合、受注者は自己の責任において適正な成果に修正しなければならない。

(土地への立入及び身分証明書)

第11条 受注者は、本業務の作業実施のため土地に立ち入る場合は、発注者が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があれば、これを呈示すること。

2 土地に立ち入る場合は、あらかじめ土地所有者及び関係人にその旨を通知すること。

3 言動に十分に注意し、土地所有者及び関係人との紛議を起こさないように努め、作業が円滑に進むように配慮しなければならない。土地所有者及び関係人とのトラブル等が発生した場合は、速やかに発注者に連絡し、対応を協議するものとする。

4 受注者は、本業務終了後に直ちに身分証明書を発注者に返却すること。

(保安)

第12条 受注者は、本業務の作業において交通の妨害となるような行為を行ってはならない。また、公衆に迷惑を及ぼさないよう作業しなければならない。

2 交通及び公衆に影響を及ぼす恐れのある作業を行う場合、発注者及び関係機関と十

分な打ち合わせを行い、必要な手続きを行って許可を得ること。

3 作業に従事するものは、常に言動に十分注意し、公衆等と無益の摩擦や紛争を起こさないように留意すること。

4 業務中に事故が生じた場合は、所要の措置を講じるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について速やかに発注者に報告すること。

(情報セキュリティ)

第13条 受注者は、本業務の履行にあたり、別紙「情報セキュリティ要件」を遵守しなければならない。

2 発注者は、受注者が前項に規定する情報セキュリティ要件に違反し、発注者が損害を受けたときは、受注者にその損害を賠償請求することができる。

(個人情報保護)

第14条 受注者は、本業務を履行するため個人情報を取り扱う場合には、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(長野市公契約等基本条例に関する事項)

第15条 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所(作業所)等へポスターを掲示すること。

2 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。

3 長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図(「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの)2部を契約後速やかに発注者へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

(業務の再委託)

第16条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

2 受注者は、本特記仕様書の業務内容に記載する作業工程のうち、C工程(地籍図根三角測量)・E工程(一筆地調査)の主要な部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

3 受注者は、RD工程(航空測量)及びRD工程に関連して処理しなければならない各工程の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、前項により業務の一部を委任し、または請け負わせたときは、その者の称号または名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

第2章 業務内容

(調査区域)

第17条 本業務の区域及び作業工程は次のとおりとする。

- (1) 調査区域 長野市信州新町牧田中の一部
(長野市信州新町牧田中5区)
- (2) 期 間 契約日から
令和6年2月16日まで
- (3) 実施面積 0.11 k m²
- (4) 縮尺区分 1/1000
- (5) 精度区分 乙2
- (6) 作業工程
 - ア C工程(地籍図根三角測量)
 - イ RD工程(航空測量)
(本調査区域のRD工程はUAVを用いる方法により行うものとする)
 - ウ E工程(一筆地調査)
 - エ FⅡ-2工程(原図作成等)
 - オ G工程(地積測定)

(計画及び協議)

第18条 本業務の実施にあたり、本業務の目的及び趣旨を十分に理解したうえで、適切な工程計画の立案・使用する機械器具の点検整備・資材等の手配を実施し、発注者と打合せ協議を行うこと。

(地元説明会の開催)

第19条 受注者は、発注者と打合せのうえ、調査内容及びその方法を周知するための地元説明会を協力して開催し、もって土地所有者等からの信頼を確保して本業務の円滑な実施に努めることとする。

2 前項の地元説明会については、発注者が会場の手配及び土地所有者等への開催通知の発送を行い、受注者は地元説明会に必要な資料の準備及び地元説明会における説明を行うものとする。

(地籍図根三角測量)

第20条 受注者は、C工程の作業計画を立てるにあたり、調査区域周辺の基準点配点図・与点成果表・点の記等の成果を確認のうえ、調査区域の地形等の状況及び与点の設置状況等について十分な調査を行うこと。

2 C工程は電子基準点のみを与点とするGNSS法により行うこと。

3 上空視界が万全でない場所にやむを得ず地籍図根三角点を設置する場合で、GNSSアンテナタワーの設置を必要とするときは、発注者と事前協議のうえ承諾を得ること。

4 C工程における網構成の適切性の検討にあたり、受注者は地籍図根三角点平均図(以

下「平均図」という)ほか必要な資料を発注者に提出し、発注者は、国土地理院に意見を求めた後、認証者による事前審査を受けるものとする。なお、平均図の点検終了後に変更協議があった場合は、再度良否を確認したうえで承諾を得るものとする。

(地籍図根三角点の選点)

第 21 条 地籍図根三角点は、対空標識が上空から明瞭に識別でき、後続の測量を行うのに便利な地点であって、標識及び対空標識の設置が容易であり、尚且つこれらが将来に亘り確実に保存される地点を選点するものとする。

(標識の設置)

第 22 条 地籍図根三角点には、鉄線入りコンクリートの 11 cm×11 cm×80 cm(長野県規格)の角柱またはこれと同等以上のものを、その杭頭に発注者が支給する真鍮製金属標を取り付けたうえ埋設する。埋設地点の地盤が軟弱な場合には、コンクリートなどを流し込み、基礎を固めてから埋設するものとし、埋設した地籍図根三角点は 300 型の保護柵を埋設することで保護することとする。

2 標識の設置は、観測前に実施すること。

3 標識の設置は、発注者が示す様式(建標承諾書)により事前に土地所有者の承諾を得てから実施すること。

4 標識の設置作業は、発注者立会いのもと実施することとし、標識の規格及び構造並びに設置状況(埋設前・埋設中・設置後の近景及び遠景)を記録した写真を撮影すること。

(航空測量)

第 23 条 受注者は、RD 工程について、作業の方法、使用する機械器具、作業要員、日程等について適切な計画を立案するとともに、必要な場合には航空法等の関係法令に基づき関係機関への手続きを行い、発注者の承認を得るものとする。

2 受注者は、発注者が所有する既存資料及び公的機関等が公開し取得可能な公共測量成果または公共測量に準じた成果検定済の資料を収集し、データ入手時のメタデータ、精度管理表、品質評価表等を資料として、運用基準等に照らして適正に使用できるものであるかを点検するものとする。

3 航空測量に使用するレーザ機器は、計測日より 6 ヶ月以内にキャリブレーションサイトでの機器点検を行っているものを用いることとし、計測実施前にキャリブレーション結果を発注者に報告すること。

4 受注者は、空中写真測量に必要な水平位置及び標高の基準となる標定点、または航空レーザ測量における航空レーザ計測(航空機または無人航空機に搭載したレーザ測距装置と地表面または地物との距離並びに当該レーザ測距装置の位置及び傾きの計測をいう)の結果得られたデータの点検及び調整を行うために必要な水平位置及び標高の基準となる調整用基準点を選点し、対空標識の設置をするものとする。

5 補備測量の実施が見込まれる場合には、発注者と協議のうえ、空中写真測量または航空レーザ測量の実施前に、必要に応じて航測図根点を選点すること。

6 航空測量は、必要な装置を搭載し、所定の高度で安定飛行を行うことができる有人航

空機またはUAVを用いる方法により行うこととする。

7 航空測量は、地形状況の計測や標定点及び調整用基準点（以下「標定点等」という）の配置状況等を考慮して計画し、原則として気象条件が良好で、かつ、計測に適した時期に行うものとする。

8 航空レーザ計測の点密度は、有人航空機を使用する場合は4点/m²以上、UAVを使用する場合は25点/m²以上として、筆界の調査にあたって必要となる地形、地物、植生状況その他の特徴点を明瞭に判読できるよう適切に設定するものとする。

（空中三角測量または航空レーザ計測データの解析）

第24条 航空レーザ計測データを解析し、計測範囲における地表面及び地物並びに植生状況その他の特徴点を明瞭に判読できる三次元の座標値データを作成するものとする。

2 航空レーザ計測データは、照射角、ジャイロ回転角、加速度、空中GNSS情報及び地上GNSS情報を統合させ、各計測ポイントの3成分(XYH)を解析して三次元計測データを作成する。

3 三次元計測データを作成する際は、断面表示、鳥瞰表示等により、隣接する地物等に複数回反射して得られるノイズ等によるエラー計測部分を削除するものとする。

4 三次元計測データは、調整用基準点の三次元座標との比較により点検を行い、較差が制限を超過した場合は、原因を調査のうえ、補正、再計算または再測等を実施するものとする。

5 三次元計測データから、オリジナルデータ、グラウンドデータ、DSM（数値表層モデル）、DEM（数値標高モデル）を作成するものとする。

6 航空レーザ測量におけるステレオモデルの構築及びオルソ画像の作成は、航空レーザ計測と同時期に撮影した数値写真及び三次元計測データ等を用いて行うものとする。

（基礎資料の作成）

第25条 空中写真測量、航空レーザ測量及び既存データの収集・解析により取得したリモートセンシングデータを用いて、筆界等の分析に必要な情報を資料に取りまとめるものとする。

2 DEMから傾斜、斜面方位、開度等の微地形特性を表現するために必要な情報を求め、データ処理ソフトを用いて画像データとして微地形表現図を作成するものとする。

3 航空レーザ測量等によるオリジナルデータ、DEM及びDSM（収集した既存データも含む）等からデータ処理ソフトを用いて画像データとして森林情報図（林相識別図・樹高分布図）を作成するものとする。

4 筆界の分析において有用な地物等の位置、形状等の情報を必要に応じて計測し、図面に取りまとめるものとする。

（補備測量）

第26条 土地所有者等への筆界案確認において基礎資料及び筆界に関する情報では、筆界点の座標値を算出できない場合、また現地調査の希望があつて必要と認められる場合は、

発注者と協議のうえ補備測量を実施するものとする。

2 補備測量を行うため航測図根点を設置した場合には、航測図根点の2パーセント以上についてGNSS測量による単点観測法による点検測量を実施し、座標値が誤差の範囲内にあることを確認すること。ただし、GNSS測量の実施が困難な場合については、航測図根点間の辺長点検を行い、辺長が誤差の範囲内にあることを確認するものとする。

(筆界案の作成)

第27条 受注者は、発注者と十分な打ち合わせのうえE工程に係る作業進行予定表を作成し、発注者に提出するものとする。

2 発注者は、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目及び筆界を確認するために必要な情報(関係官公署及び土地の所有者その他の利害関係人が所有する資料等)として、公図、登記事項要約書、地積測量図、課税資料、地形図、森林計画図、既存空中写真等(以下「公図等」という)の基礎資料を積極的に収集するものとする。

3 前項により、発注者が収集した資料のほか、受注者は、公的機関等が公開し取得可能な公共測量成果または公共測量に準じた成果検定済の資料の収集に努めるものとする。

4 受注者は、発注者が貸与する法務局から提供を受けた地図情報の電子データ(地図XML)及び登記情報の電子データ(CSV)、隣接する地籍調査実施区域の既存データを基に調査図素図を作成するものとする。

5 調査図素図は、法務局公図と同等の縮尺により、小字界ごとに作成し、小字界の接合状態が分かるように配置するものとし、調査区域界を明示し、その外周より概ね50mまでの範囲で公図を複写して作成するものとする。

6 受注者は、集会所等で行う筆界等の調査及び確認の前に、調査区域の現地調査を実施するものとする。この際に、必要に応じて発注者の同行を求めることができる。

7 受注者は、第24条ないし第25条で作成した航空測量による各種成果及び基礎資料並びに本条第2項及び第3項で収集した資料を整理し、その特性に留意して筆界等の分析等を行うものとする。

8 前項の分析等にあたっては、原則として現地精通者の証言を求めるものとする。

9 受注者は前2項の分析等により推定した筆界(以下「筆界案」という)を、筆界推定線図に取りまとめるものとする。

10 本調査区域に隣接する土地との筆界について、地籍調査を実施した区域との筆界については、その筆界点の座標値を、土地改良事業若しくは土地区画整理事業等の区域との筆界については可能な限り復元した座標値を用いることとし、本調査区域に隣接する土地所有者等へも十分に説明ができる筆界案とすること。

(集会所等での筆界案の確認)

第28条 受注者は、発注者と十分な打ち合わせのうえ、集会所等での筆界案の確認を行う時期を決定し、土地所有者ごとの土地の配列を考慮して効率的かつ理解を得やすい日程を計画し、一筆地調査立会計画書として作成のうえ、発注者に提出すること。

2 受注者は、前項の一筆地調査立会計画書に基づき、集会所等における土地の所有者等の立会いを求める通知を作成し、発注者に提出して確認を受けた後に、これを土地の所有

者等に通知するものとする。また、筆界に関する資料等を土地所有者等が保有している場合には、その資料を持参するように記載すること。

3 前項において、住所不明所有者等の調査は、発注者が行うことを原則とする。

4 筆界案の確認を行う集会所等は発注者が手配し、集会所等の会場レイアウトは発注者と受注者が協議して決定する。

5 受注者は、第27条第7項で規定した各種成果及び基礎資料並びに収集した資料、第27条第9項で作成した筆界推定線図を、パソコンやモニターを用いてGISソフト等で説明できるようにするとともに、筆界案を記載した空中写真等・アーカイブ空中写真等・微地形表現図・林相識別図・樹高分布図などを大判印刷した図面で説明できるようにすること。

6 使用するGISソフト等は、3D表示や拡大・縮小・回転等が可能であり、同じ地点の異なる資料（空中写真と微地形表現図など）が連動して表示できる機能を搭載し、スケール表示が分かりやすいものであって、筆界案を土地所有者等に十分に説明できるものであること。

7 GISソフト等で説明を行う際に用いるモニターは、大画面かつ十分に解像度が高いものとし、同じ地点の異なる資料（空中写真と微地形表現図など）が連動して表示されるように、2枚以上を用意すること。

8 集会所等での筆界案の確認は、土地所有者等ごとに個別に行う方式とする。

9 筆界案の確認を行うために必要と考えられる物品（筆記用具、朱肉、拡大鏡など）は受注者が用意し、その他、会場の運営にあたり必要な備品及び物品については受注者と発注者が協議して用意するものとする。

10 受注者は、説明した筆界案について土地所有者等の確認が得られた場合は、地籍調査票に土地所有者等の住所の記入及び署名または記名押印を求めること。

11 受注者は、本調査区域に隣接する土地との筆界案について土地所有者等の確認が得られた場合は、地籍調査票（隣接地用）に土地所有者等の住所の記入及び署名または記名押印を求めること。

12 受注者は、前2項により土地所有者等の住所の記入及び署名または記名押印を得て、必要事項を記録した地籍調査票について、地番区域ごとに地番（枝番号を含む）の順序に従い編綴すること。

13 受注者は、土地所有者等から筆界案の具体的な修正意見が出た場合は、発注者と協議し、また必要に応じて現地精通者の意見を求め、筆界案を修正する場合に関係する土地所有者等の確認を得たうえで、筆界案を修正するものとする。この際においては、筆界案の修正に関係する地籍調査票の摘要欄に、修正後の筆界案を確認した旨を、土地所有者等に記載させること。

14 受注者は、説明した筆界案に対して確認が得られず、また具体的な修正意見も出なかった場合において、現地での立会いによれば筆界の判断が可能であるとの土地所有者等からの申し出があった場合については、発注者と協議のうえ、補備調査を実施するものとする。

15 受注者は、前項における補備調査によって筆界が確認できた場合であって、その筆界の位置がリモートセンシングデータにより特定できない場合については、発注者と協議

のうえ、補備測量を実施するものとする。

16 受注者は、前2項における補備調査及び補備測量を実施した場合については、関係する地籍調査票の摘要欄にその経緯を記載すること。

(原図の作成)

第29条 原図は、地籍図作成要領に基づいて必要な事項を表示したうえ、原図用紙に製図して作成するものとする。

2 前項の作業を終えたときは、筆界点番号図、筆界点成果簿及び地籍図一覧図を作成するものとする。

(地積測定)

第30条 地積測定は、現地座標法により行うものとする。

2 地積測定に用いる筆界点の座標値は、一筆地調査において作成した成果を用いて計測し、補備測量を行った筆界点については、補備測量により算出した座標値を採用するものとする。

第3章 成果品

(成果品の帰属)

第31条 本業務の成果品は、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条及び第47条の3に定める全ての権利及び民法（明治29年4月27日法律第89号）第206条に定める所有権（以下「著作権等」という）を発注者が所有するものとする。

(第三者による照査)

第32条 発注者は、中間及び最終成果品に関し、その成果が確実に仕様のとおり作成されているかを、第三者に委託し確認することができるものとする。

(成果品)

第33条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

(1) C工程（地籍図根三角測量）

ア 基準点等成果簿写し

イ 地籍図根三角點選点手簿

ウ 地籍図根三角點選点図・平均図

エ 地籍図根三角測量観測計算諸簿

オ 地籍図根三角点網図

カ 地籍図根三角点成果簿

キ 地籍図根三角測量精度管理表及び観測図

ク 標識の設置状況写真

(2) RD工程（航空測量）

I 標定点等の設置

- ア 基準点成果簿写し
- イ 調整用基準点選点図
- ウ 調整用基準点配置図
- エ 調整用基準点測量簿
- オ 調整用基準点成果簿
- カ 精度管理表
- キ 航測図根点選点図

II 対空標識の設置

- ア 対空標識の設置状況写真
- イ 対空標識点明細票
- ウ 対空標識点一覧図
- エ 精度管理表

III 航空レーザ測量

<航空レーザ計測>

- ア 航空レーザ計測コース図
- イ 航空レーザ計測データ
- ウ G N S S / I M U 計算精度管理表
- エ 航空レーザ計測記録・航跡図・計測漏れ点検図
- オ 精度管理表

<航空レーザ計測データの解析>

- カ G N S S / I M U 調整計算成果表
- キ 調整用基準点調査表
- ク コース間点検箇所配点図
- ケ コース間点検箇所残差表
- コ 航測図根点成果簿
- サ 航測図根点配置図
- シ 調整用基準点残差表
- ス D S M 成果簿
- セ D S M データファイル
- ソ D E M 成果簿
- タ D E M データファイル
- チ 精度管理表

<基礎資料等の作成>

- ツ 航空レーザ成果
 - ① オリジナルデータ（Las Data を含む）
 - ② グラウンドデータ
 - ③ グリッドデータ
 - ④ 水部ポリゴンデータ

- ⑤ 簡易オルソデータ
- ⑥ 位置情報ファイル
- ⑦ 格納データリスト
- ⑧ 等高線データ

テ 微地形表現図

ト 林相識別図

ナ 樹高分布図

ニ アーカイブ写真

ヌ 精度管理表

<補備測量> (実施した場合)

ネ 細部図根点選点図

ノ 細部図根測量観測計算諸簿

ハ 細部図根点成果簿

ヒ 細部図根測量精度管理表

フ 一筆地測量観測計算諸簿

ヘ 一筆地測量精度管理表

<筆界点の座標値の算出>

ホ 筆界点座標値算出成果簿

マ 精度管理表

(3) E工程 (一筆地調査)

ア 公図写等収集資料

イ 調査図素図

ウ 調査図素図一覧図

エ 筆界推定線図

オ 調査図

カ 地籍調査票 (現地調査等用)

キ 地籍調査票 (データ出力用)

ク 地籍調査票 (隣接地用)

ケ 作業日誌

(4) F II - 2工程 (原図作成等)

ア 筆界点番号図

イ 筆界点成果簿

ウ 地籍図一覧図

エ 仮作図

オ 地籍図原図

カ 地籍明細図 (作成した場合)

(5) G工程 (地積測定)

ア 地積測定観測計算諸簿

イ 地積測定成果簿

ウ 地積測定集計表

エ 筆界点座標値等の電磁的記録

オ 精度管理表

(6) 各成果の電子データ

(PDF・CAD データ・SIMA データ・地籍フォーマット 2000 形式など)

(7) 打合せ協議記録

(8) その他

ア 工程別業務記録

イ 外業作業状況写真

ウ 社内検査報告書

エ その他作業工程に必要なもので発注者が指示するもの

(その他)

第 34 条 本特記仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。

(別紙)

個人情報取扱特記事項

(個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止)

第1 受託事業者は、本業務を行うために当市から引き渡された個人情報を改ざん、滅失及び損傷してはならない。

(個人情報の漏えいの禁止)

第2 受託事業者は、本業務に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 受託事業者は、当市が承諾した場合を除き、個人情報の取扱いを伴う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(委託目的以外の個人情報の使用禁止)

第4 受託事業者は、本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、本事業の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第5 受託事業者は、当市が承諾した場合を除き、本業務を行うために当市から引き渡された個人情報を、複写及び複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 受託事業者は、本業務を行うために取り扱う個人情報の改ざん・滅失・損傷・漏えい等があった場合には、当市に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

(個人情報が掲載された資料等の返還義務又は廃棄義務)

第7 受託事業者は、本業務を行うため、取り扱う個人情報が不要でなくなった場合には、当市の指示により、速やかに個人情報が掲載された資料等を返還しなければならない。

(事業所内からの個人情報の持出しの禁止)

第8 受託事業者は、この契約による業務を行うために必要な場合を除き、事業所内から個人情報を持ち出してはならない。

情報セキュリティ要件

(責任者、作業内容、作業者及び作業場所の特定)

第1 受注者は、この契約による委託業務に係る責任者、作業内容、作業者及び作業場所をあらかじめ特定し、発注者に対して通知しなければならない。この内容を変更する場合についても同様とする。

(提供されるサービスレベルの保証)

第2 受注者は、通信の速度及び安定性、並びにシステムの信頼性の確保等の品質を維持するため、発注者が必要とする場合は、サービスレベルを保証する内容を提示しなければならない。

(アクセスを許可する情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第3 受注者は、この契約に関わる情報資産の種類を定義し、種類ごとのアクセス許可及びアクセス時の情報セキュリティ要求事項、並びにアクセス方法の監視及び管理を行わなければならない。

(従業員に対する教育の実施)

第4 受注者は、情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、従業員に対し教育を行わなければならない。

(提供された情報資産の目的外利用及び受注者以外の者への提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による委託業務を行うため発注者から提供された情報資産について、本契約業務以外に利用し、又は受注者以外の第三者に提供してはならない。

2 前項は、受注者の従業員であって転勤等によりこの契約による委託業務に従事しなくなった者、及び退職等により受注者の従業員でなくなった者についても適用される。

(委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等)

第6 受注者は、この契約による委託業務を行うため、取り扱う情報資産が必要でなくなった場合には、速やかに返還又は廃棄しなければならない。なお、発注者は必要に応じて情報資産の返還又は廃棄を指示するものとする。

2 前項は、受注者の従業員であって転勤等によりこの

契約による委託業務に従事しなくなった者、及び退職等により受注者の従業員でなくなった者についても適用される。

(業務上知り得た情報の守秘義務)

第7 受注者は、この契約による委託業務に関して知り得た情報の内容を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 前項は、受注者の従業員であって転勤等によりこの契約による委託業務に従事しなくなった者、及び退職等により受注者の従業員でなくなった者についても適用される。

(再委託に関する制限事項の遵守)

第8 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、情報の取扱いを伴う委託業務を自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 発注者は、例外的に再委託を承諾する場合には、再委託事業者における情報セキュリティ対策が十分取られており、受注者と同等の水準であることを確認しなければならない。

3 受注者は、前項の承諾を受けて再委託（再委託事業者が更に再委託を行う場合を含む）を行う場合には、この情報セキュリティ要件第3、同第4、同第5、同第6、同第7の規定が再委託事業者等にも適用されることを当該再委託事業者等へ説明し、遵守させなければならない。

(委託業務の定期報告及び緊急時報告義務)

第9 発注者及び受注者は、定期報告及び緊急時報告の手順を定め、委託業務の状況を適切かつ速やかに確認できるように体制を整備しなければならない。緊急時の職員への連絡先は、あらかじめ相互に通知しなければならない。

(発注者による監査、検査)

第10 受注者が実施する情報システムの運用、保守、サービス提供等の状況を確認するため、発注者による監査、検査を行うことができるものとする。

(発注者による情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第11 発注者は、委託業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合、当該情報セキュリティインシデントの公表を必要に応じて行うものとする。公表に

あたり、受注者は発注者に対する協力を努めなければならない。

(損害賠償)

第12 発注者は、情報セキュリティインシデントが発生し、それによる損害の賠償を第三者から請求されたときには、当該情報セキュリティインシデントが受注者（第8の規定による再委託事業者を含む）によりこの情報セキュリティ要件が遵守されなかったことによるものである場合には、受注者（第8の規定による再委託事業者を含む）に対して、発注者が負う損害賠償の額と同等の額を請求することができる。

2 前項において、受注者が損害賠償の責任を負う場合とは、受注者の従業員（転勤等により委託業務に従事しなくなった者、及び退職等により受注者の従業員でなくなった者を含む）であって委託業務に従事した者の行為に基づく場合を含むものとする。